

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年 6月25日 |
| 【会社名】 | 太陽ホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | TAIYO HOLDINGS CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長・グループ最高経営責任者 佐藤 英志 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都練馬区羽沢二丁目7番1号 |
| 【電話番号】 | 03(5999)1511(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部副本部長 尾身 修一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都練馬区羽沢二丁目7番1号 |
| 【電話番号】 | 03(5999)1511(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部副本部長 尾身 修一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成26年6月20日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金45円

第2号議案 定款一部変更(1)の件
当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件
取締役として、佐藤英志、柿沼正久、鹿島世傑、森田孝行、竹原栄治、川原敬人及び樋爪昌之を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件
監査役として、遠藤輝好を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、東道雅彦を選任するものであります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件
取締役の報酬等を基本報酬を年額3億円以内としつつ、新たな業績連動報酬制度の導入をするものであります。

第7号議案 定款一部変更(2)の件
当社を種類株式発行会社とする定款変更を行うほか、発行可能株式総数の増加、発行可能種類株式総数の規定の追加など所要の変更を行うものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|---------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 217,849 | 133 | 0 | (注)1 | 可決(98.62%) |
| 第2号議案 | 217,882 | 100 | 0 | (注)2 | 可決(98.64%) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 佐藤 英志 | 216,534 | 1,448 | 0 | | 可決(98.03%) |
| 柿沼 正久 | 217,690 | 261 | 31 | | 可決(98.55%) |
| 鹿島 世傑 | 217,709 | 242 | 31 | (注)3 | 可決(98.56%) |
| 森田 孝行 | 217,718 | 233 | 31 | | 可決(98.57%) |
| 竹原 栄治 | 217,718 | 233 | 31 | | 可決(98.57%) |
| 川原 敬人 | 217,690 | 261 | 31 | | 可決(98.55%) |
| 樋爪 昌之 | 209,913 | 8,069 | 0 | | 可決(95.03%) |
| 第4号議案 | | | | | |
| 遠藤 輝好 | 217,862 | 120 | 0 | (注)3 | 可決(98.63%) |
| 第5号議案 | | | | | |
| 東道 雅彦 | 217,865 | 117 | 0 | (注)3 | 可決(98.63%) |
| 第6号議案 | 216,744 | 1,229 | 0 | (注)1 | 可決(98.12%) |
| 第7号議案 | 216,813 | 1,169 | 0 | (注)2 | 可決(98.16%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上